

(表3) 令和5年度立入検査 文書指摘事項

1 資格等に関すること	
①水道技術管理者の選任と職務	<p>水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は、当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、水道法第20条第1項に基づく定期の水質検査の結果について、水道技術管理者が実施状況を把握していなかった。(以上、類似指摘含め計3事業)</p> <p>水道法第21条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行うこととされているが、一部の水道施設で業務に従事する者に定期の健康診断を行っていなかった。</p>
②布設工事監督者	<p>水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、水道の布設工事を自ら施行する場合において職員への指名をしていなかった。</p>
2 認可等に関すること	
③給水開始前検査の実施	<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、水質検査は行われていたものの、施設検査は行われていなかった。(以上、類似指摘含め計2事業)</p>
3 水道施設管理に関すること	
①施設点検	<p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、点検頻度、点検項目が適切に定められていなかった。(以上、計8事業)</p> <p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号並びに第17条の2第2項の規定により、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行い、点検の年月日、点検を実施した者の指名及び点検の結果を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならないとされているが、一部のコンクリート構造物の施設点検において点検記録が保存されていなかった。(以上、計4事業)</p>

(表3) 令和5年度立入検査 文書指摘事項

4 衛生管理に関すること	②汚染防止対策	水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じることとされているが、浄水場において立入禁止表示の札が未設置である等、一部汚染防止対策が不十分であった。
	③遊離残留塩素濃度の管理	水道法第24条の3第6項の規定により、同法施行規則第17条第1項第3号の規定の適用にあたって、給水栓における水が遊離残留塩素0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすることになっているが、一部の給水栓において、遊離残留塩素が0.1mg/lを下回ることが確認された。
5 水質検査に関すること	②採水地点	水道法第24条の3第6項の規定により、同法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定の適用にあたって、定期的水質検査に供する水の採取の場所について、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含め、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しなければならないこととされているが、定期的水質検査に供する水の採取場所について、配水系統において末端等水が停滞しやすい場所を選定していることが確認できなかった。
	③水質検査の委託	水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めることとされているが、委託契約書に検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書といった水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。(以上、計2事業)
		水質検査の委託について、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(以下「日常業務確認調査」という。)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めることとされているものの、日常業務確認調査を実施しておらず、水質検査の実施状況の確認が不十分であった。(以上、計2事業)
	⑦水質検査計画	水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものとして、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質検査上の留意すべき事項が記載されていなかった。(以上、類似指摘含め計3事業)

(表3) 令和5年度立入検査 文書指摘事項

6 水質管理に関すること	<p>①汚染のおそれの程度に応じた予防対策</p> <p>水道法第5条第1項第4号及び第4項並びに水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合には、これらを除去することができるろ過等の設備を設けることとされているが、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある一部の施設において、必要とされる設備が設置されていなかった。</p>
8 資産管理に関すること	<p>①経営状況</p> <p>水道法施行規則第12条第1項第1号の規定により、料金が（イ）人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額と（ロ）支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額から、（ハ）営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることとされているが、資産維持費が料金設定の基礎とされていなかった。（以上、類似指摘含め計10事業）</p> <p>水道法施行規則第12条第3号に基づき、同条第2号に規定する方法により長期的な収支の見通しを算定する場合にあっては、おおむね3年から5年ごとの適切な時期に料金を見直すこととされているが、適正な時期に料金の見直しが実施されていなかった。</p>
9 住民対応に関すること	<p>①情報提供</p> <p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道の需要者に対し、水道事業の実施体制、水道施設の整備に要する費用、水道料金その他需要者への負担を、毎年一回以上定期に情報提供しなければならないこととされているが、情報を提供していなかった。（以上、類似指摘含め計7事業）</p>